

■現在申し込み可能な市の中小企業融資制度

資金種類	限度額	融資期間	年利(固定利率)
中小企業緊急支援資金	3,000万円	7年以内	1.8%以内
起業支援資金	2,000万円	10年以内	1.8%以内
小規模企業事業資金	1,500万円	7年以内	2.0%以内
		2年以内	1.4%以内
中小企業振興資金	3,000万円	7年以内	2.5%以内
		1年以内	1.5%以内
高度技術導入特別資金	3,000万円	7年以内	1.8%以内
省エネルギー対策設備導入資金	3,000万円	10年以内	1.8%以内
小口零細企業資金	2,000万円	7年以内	1.8%以内
		3年以内	1.5%以内

※利率などは、今後の情勢の変化などにより改定する場合があります。
※取扱金融機関や制度の詳細は、同課で配布するちらしまたは市のホームページをごらんください。

大和市中小企業融資制度

市は、市内の中小企業者の資金繰りを支援するため、金融機関を通じて間接融資制度を設けています。同制度の利用で、利子補給や信用保証料補助の制度も利用できます。

共通事項

申し込み▼取扱金融機関に事前相談のうえ、必要書類を直接市役所産業活性課へ。

「中小企業緊急支援資金」

新型コロナウイルスの感染拡大の影響

新型コロナウイルスの影響で同資金を利用する場合の利子と信用保証料を100%補助(従来は50%)に拡充しています(利用条件・上限あり)。

対象▼新型コロナウイルスの影響で、中小企業信用保険法に基づく「セーフティネット保証4号」の認定を受けている、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者など(個人の場合は、かつ市内居住1年以上)。

※最近1か月間の売上高が前年同月と比べて20%以上減少しており、

大和市中小企業融資制度

市は、市内の中小企業者の資金繰りを支援するため、金融機関を通じて間接融資制度を設けています。同制度の利用で、利子補給や信用保証料補助の制度も利用できます。

「大和市国民健康保険運営協議会」委員を募集

市は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議をする委員を募集します。

任期▼来年1月1日〜令和6年12月31日(年2〜4回程度の会議を予定)

対象/募集人数▼次のすべてを満たす人・①来年1月1日現在、市のほかの審議会などの公募委員でない(予定を含む)、②任期を通して市国民健康保険加入者(予定を含む)で任期中に75歳に達しない、③国民健康保険税などの滞納がない、④国民健康保険制度に関心がある/1人

選考方法▼書類選考
申し込み▼事前に電話連絡のうえ、11月1日(月)までに、申込用紙と「これからの国民健康保険制度について」をテーマにした800字程度の小論文を、直接市役所保険年金課へ。※申込用紙などは同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

※選考結果は、応募者全員に通知し、選出された委員の氏名は市のホームページなどで公表します。

市役所保険年金課保険給付係
(260)5115 FAX(260)5158

かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比べて20%以上減少する見込み。

「起業支援資金」

同資金を利用する場合、利子と信用保証料を100%補助します(上限あり)。

対象▼市内で起業予定の人または起業後5年未満の中小企業者で、一定の要件を満たすもの。

「中小企業事業資金」

対象▼市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者など(個人の場合は、かつ市内居住1年以上)。

市役所産業活性課企業活動サポート係
(260)5138 FAX(260)5135

来年4月からの認可保育所などの利用申し込みを受け付け
認可保育所などの新規利用申し込みは一部受け付け時間を拡大

来年4月に利用開始・継続希望の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業の利用申し込みを受け付けます(認可外保育施設などその他の施設については、各施設へ直接お問い合わせください)。

申し込み▶締切日までに、申込書などの必要書類を各提出先へ(下表参照)。なお、認定こども園は保育所部分が区分①、幼稚園部分が区分②と同様の手続きです。

※対象や必要書類など詳しくは、令和4年度の利用ガイドをごらんください。同ガイドは10月12日(火)から保健福祉センターほいく課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

■書類の入手・提出方法(認可外保育施設などを除き、無償化に係る書類は申込書に含まれています)

区分	対象	申込書などの入手方法	必要書類の提出方法
※1 ①認可保育所など	すでに利用していて来年4月以降も継続して利用する人	10月下旬〜11月上旬に利用している認可保育所などで配付	11月下旬までに認可保育所などへ
	11月1日(月)時点で12月までの新規入所の申し込みをしていて、来年4月以降も継続して申し込む人	10月下旬〜11月上旬(12月分申込者は11月中旬)に市が郵送	11月30日(火)(必着)までに、直接または郵送で〒242-8601保健福祉センターほいく課へ※2
②幼稚園	来年4月からの利用希望で新規に申し込む人	10月1日(金)から保健福祉センターほいく課で配布。市のホームページからダウンロードも可(ただし、令和4年度の利用ガイドは10月12日(火)から)	11月2日(火)〜30日(火)(13日(土)・14日(日)・27日(土)・28日(日)も受け付け)に、直接保健福祉センターほいく課へ※2。11月22日(月)・24日(水)・25日(木)・26日(金)は、午後4時30分〜7時も受け付け 市のホームページからの電子申請※3も可(電子申請で提出した書類以外の必要書類は、11月30日(火)(必着)までに、直接または郵送で〒242-8601保健福祉センターほいく課へ※2)
	来年4月以降も継続して利用する人	11月上旬に利用している幼稚園で配付	12月上旬までに幼稚園へ※4
※5 ③認可外保育施設など	来年4月からの利用希望で新規に申し込む人	10月15日(金)以降幼稚園で配布※4	11月1日(月)以降に幼稚園へ※4
	・来年4月以降も継続して利用する人 ・来年4月から利用開始希望の人	各施設で配布。提出方法など申し込みに係ることは、各施設へ直接問い合わせ <送迎ステーション※6>【中央林間駅周辺】大和市子育て支援施設(きらきらぼし)☎(259)6094、【大和駅周辺】公私連携型子育て支援施設(こどもの城)☎(204)6165へ直接問い合わせ 無償化に係る書類は継続利用する場合は来年3月上旬頃にほいく課から郵送。新規申し込みの場合は保健福祉センター同課で配布。市のホームページからダウンロードも可	無償化に係る書類は来年3月18日(金)(必着)までに、直接または郵送で〒242-8601保健福祉センターほいく課へ※2。3月19日(土)以降に利用決定した場合は、速やかに直接または郵送で同課へ※2

- ※1 認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、公私連携型保育所。
- ※2 ほいく課に直接の場合、午前8時30分〜11時30分、午後1時〜4時30分に受け付け。
- ※3 電子申請にはマイナンバーカード、ICカードリーダーなどが要ります。
- ※4 詳しい日時などは各幼稚園へお問い合わせください。
- ※5 認可外保育施設、一時預かり、ファミリーサポートセンター、病児保育、送迎ステーション。
- ※6 幼稚園および認定こども園の教育時間の前後に、通園バスを利用してステーションに送迎し、預かり保育を実施する事業です。

問

- ・認可保育所などの手続きについて▶保健福祉センターほいく課認定入所係☎(260)5607 FAX(264)0202
- ・幼稚園の手続きについて▶各幼稚園または保健福祉センターほいく課給付審査係☎(260)5640 FAX(264)0202
- ・認可外保育施設などの無償化の手続きについて▶保健福祉センターほいく課給付審査係☎(260)5640 FAX(264)0202